

「論点に対する回答」に関する質問事項

【質問】

「常例検査」（又は「水協法第123条に基づく漁協への検査」、「水産業協同組合法に基づく検査」、「法令に基づいて検査」）という回答がありました。現状において、その検査は、いつ、誰が、どのような方法で、何を検査しているのか。焼津冷凍カツオ窃盗事件では、永年にわたり、不正が発見できなかったことを踏まえるとその検査の方法を見直す必要があるのではないか。

都道府県

【回答】

北海道	<p>北海道の常例検査は、検査担当部門が概ね3年に1回、全道74漁協を対象に実地検査を実施している。検査にあたっては、指導担当部門と検査担当部門が、情報共有と連携を図りながら実施しており、検査内容は当該組合が行っている業務又は会計が法令等に基づいて適切に実施されているか、漁協の不祥事件の再発防止対策や過去の検査で指摘された事項の履行状況の確認等を全般的に検査している。なお、焼津冷凍カツオ窃盗事件については、個別案件であることから北海道における検査方法の見直しは、現在のところ必要ないものと考えている。</p>
青森県	<p>常例検査は、被検査組合の執務時間内において、県職員を検査員として業務運営や資産、負債及び損益の状況について、組合の事務所で実地検査の方法により行っている。なお、ご照会のあった不正事件については詳細を把握していないことから、検査方法に関する特段の検討は行っていないが、検査で明らかとなった不突合額等については不正等がないか原因を究明した上で再発防止について取り組むよう検査書で指摘している。</p>
岩手県	<p>水産業協同組合法第123条第4項に基づき、県が所管する水産業協同組合に対し、毎年1回を常例として、県が、帳簿等の試査により、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の日から検査基準日までの組合の業務又は会計の状況を検査することとされている。</p> <p>なお、検査の基準、内容及びその方法については、農林水産業協同組合等検査規程及び協同組合検査実施要項に基づくものであり、その内容については、農林水産省大臣官房検査・監察部に照会願いたい。</p>
宮城県	<p>毎年、県職員が検査員となり、法令等の遵守、業務運営、会計・財務処理等の状況について、関係書類やヒアリング等により確認しており、不適正な処理が認められた場合は、指摘事項として指摘し、その改善状況を確認している。検査の視点は、農林水産省が策定する実施要領や監督指針等に準拠しており、これらは適宜見直しが行われるため、今後の改正について注視したい。本県では、内部牽制体制の構築等組合の適正な組織運営に向け無通告現物検査等の手法も活用し、検査・指導を行ってまいりたい。</p>

秋田県	<p>本県においては、水産業協同組合法第123条第4項の規定による常例検査として、毎年1回、知事が任命する検査員（職員7名体制）により組合の業務・会計の状況について検査を実施しております。検査手法としては、農林水産省が定めている協同組合等検査規程（訓令）や協同組合等検査基本要綱（通知）のほか、協同組合検査実施要項別添「森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会等に係る検査マニュアル」等をもとに実施しておりますが、近年の組合を取り巻く状況を考慮し、法令等遵守態勢の確立、不祥事件等の防止策、財務の健全性確保策等に重点を置き、現金・預貯金等と各種帳票の照合確認による現物実査と併せ、役職員に対するヒアリング等により検証を行っているところです。</p> <p>検査にあたっては、農林水産省が行う研修等への参加、定期的な担当職員間での勉強会の実施などにより、検査水準の向上に努めておりますが、今後の検査についても、国が見直しや必要性に応じた検証の上で示す方針等を踏まえながら、適切に実施してまいりたいと考えております。</p>
福島県	<p>常例検査については、2年に1回、県の担当検査部局が実施している。内容は、漁協の業務や会計の状況について、帳簿検査、役職員ヒヤリング等により行っている。この他、漁協から法定で提出される業務報告の確認や各種許認可事務、巡回指導の機会に指導監督を行っている。</p> <p>市場における職員の窃盗は、漁協自らのチェック体制の整備が必要であり、検査方法の見直しは不要と考える。</p>
栃木県	<p>本県では毎年、23の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち8組合を抽出し、水産行政職員が組合事務所における帳簿の確認や役員等への聞き取りにより会計処理方法や増殖事業の実施状況を中心に検査を実施しています。</p> <p>また、不正の発見については、その疑いのある情報等を入手した場合には常例検査に限らず随時検査を行うなど、見落としがないよう対応しています。</p>
群馬県	<p>本県では水産行政の担当部署により、検査を実施しています。検査は、漁協が定款に基づき運営しているか、会計処理が適切かを中心に、漁協事務所において組合長など役員や事務担当者と帳簿等を確認しながら対面で行っています。しかし、帳簿等に証拠が残らない事案では、その発見が難しく、対策としては、これまで以上に漁協組合員等の関係者から内部情報を得ることが必要と考えます。</p>
埼玉県	<p>常例検査は3年に1度、県農林部農業政策課協同組合検査担当の職員が行っている。法律では毎年1回検査を行うこととなっているが、県内の漁業協同組合は信用事業及び共済事業が無く役員の任期が3年であることから、3年に1度の頻度で検査を行っている。</p> <p>検査は組合運営が法令、定款、諸規定に基づいて行われているかを書面及び組合の理事、監事、職員等からの聴取によって行われている。</p>
千葉県	<p>本県では水協法に基づき、各漁業協同組合に対して、原則、1年に1回（毎年）実施している。検査は、県職員（金融機関OB含む）が、原則、無通告で現物検査を中心に実施し、後日、組合の規模によるが、複数日かけて書類等の検査、役職員からのヒアリングを実施している。検査対象は、法律や規則等の公規範のほか、定款などの組合内部の規律の遵守状況や、事業運営や会計などの組合の運営全般である。</p> <p>なお、検査を的確に実施するため、毎年、検査業務担当者を集めた研修会を実施するとともに、国主催の研修会への参加を通じて検査員の能力向上を図っているところであり、引き続き、検査体制の充実強化を図っていく。</p>

神奈川県	<p>毎年、県下の1/3程度の漁協を対象に農業協同組合等検査員に指定された県職員が実施。事前に、漁協に対し、組織、財務等の資料徴求を行った上で、立入検査を実施している。神奈川県では、毎年、検査重点事項を定めて検査を実施しており、令和3年度は、以下のとおりとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備・確立状況の検証 2) 定款及び諸規程類の整備及び遵守状況の検証 3) 組合員資格の審査状況の検証 <p>焼津冷凍カツオ窃盗事件については、報道されている以上の情報がない中で、漁協に対する常例検査で対応できるかどうか、できるとしても常例検査をどのように見直すか判断が付きません。</p>
新潟県	<p>本県では、年間の常例検査計画を定めた上で、検査担当部署の職員が対象組合毎に、現地調査及びヒアリングを通して、法令及び定款違反の有無や諸規程等に基づき適切に組合運営が行われているかを検査しています。</p> <p>今回の不正事案を踏まえ、役職員等からの通報等に対するコンプライアンス体制の整備等について課題がないかなど、不正の未然防止態勢が機能しているか重点的に検証し、組合における内部けん制機能の強化につながるよう漁協の実態に応じて指導を行ってまいります。</p>
富山県	<p>出資組合に対し、毎年1回を常例として、検査担当職員により、組合の経営状況や水協法等の法令順守状況等を検査している。検査に際しては、漁協事務所等において、会計帳簿、諸規程及び議事録等の確認や、担当者へのヒアリング等を実施している。</p> <p>水産庁作成の「漁協等向けの総合的な監督指針」等に基づき検査を実施しているところであるが、今般の不適切な事件等も踏まえ、より一層、厳格な検査の実施に努めてまいりたい。</p>
石川県	<p>本県では、石川県漁業協同組合の本所を毎年、支所・出張所を2年に1回の頻度で、県の水産部局職員だけでなく検査部局職員がクロスチェックする形で、「漁協等向けの総合的な監督指針（水産庁）」に基づき、業務及び会計について検査を実施している。</p> <p>焼津冷凍カツオ窃盗事件のような不正を防ぐ取り組みは必要であると認識しており、今後とも監督指針に基づき厳正に検査を実施してまいりたい。</p>
福井県	<p>本県における常例検査は水産庁が定める「漁協等向けの総合的な監督指針」に基づいて通告あるいは無通告にて主に漁協事務所で行うこととしている。検査職員は水産職職員だけではなく、行政職や農業職、林業職等で構成しており、会計帳簿類、通帳類、総会や理事会の開催状況およびその議事録、各種規程類の整備状況などを確認する等、水協法に基づく帳簿検査等を実施して適切な運営が行われているか検査を行っている。</p> <p>焼津漁協において発生した事件を防ぐような取り組みの確認や指導は当然ながら必要であると思われる。検査の方法については、水産庁の指導に基づき適切に対応したい。</p>

長野県	<p>当県では水協法第123条に基づき、毎年概ね12月～3月にかけて漁業協同組合連合会及び県内の全ての出資漁業協同組合に対して常例検査を行っている。</p> <p>連合会については当課が、漁協については基本的に現地機関が検査を担当している。</p> <p>ただし、当県の漁協総数の概ね1/3程度の漁協について、毎年、当課と現地機関が合同で検査している。</p> <p>これは、現地機関の検査技能向上を図りつつ、概ね3～5年程度の周期で当課も全ての漁協の検査に出向くことができるようにするためである。</p> <p>また、課題を抱えている漁協（例えば、経営状況が良くない漁協や過去に不祥事があった漁協など）については、必ず当課と現地機関が合同で検査を実施している。</p> <p>検査は全面検査としており、前回の検査日から今回の検査日までの運営・業務状況（定款・規約等の状況、監事による監査の実施状況、組合員の加入・脱退状況、総（総代）会の開催状況、理事会の開催状況、役員の状況、職員の雇用状況、増殖事業の実施状況、遊漁承認証の発行・販売状況）や財務・会計状況（現金の有高と保管状況、現金調整表（出納帳）の状況、外部出資金の状況、預金の状況、有価証券の状況、固定資産の状況、受取手形・未収金・仮渡金・立替金・仮払金の状況、借入金の状況、購買品・販売品の状況、貯金の状況、貸付金の状況、賦課金の徴収状況）等について現地で証拠書類、帳簿等の確認及び立ち合いの職員や役員からの聞き取りを行っている。</p> <p>検査精度の向上や方法の見直しについては、重要な事項と認識しており、常に改善を図っていく必要があると考える。</p> <p>しかし、質問にある焼津冷凍カツオ窃盗事件のような事例は、漁協の法令遵守に対する意識や倫理観等もかかる問題でもあることから、検査精度の向上や方法の見直しで必ず発見できるようになるとは限らないと考える。</p> <p>このため、検査方法の見直しといった方向ではなく、県担当者や漁協（特に、理事や監事）を対象に、具体的な事例を交えながら、倫理意識の向上、法令に対する意識や理解度の向上等を主眼とした研修会等を全国段階で開催してもらいたいと考える。</p> <p>また、開催方法についても、地域ブロックごとに開催する、内容を内水面と海面で分ける、ビデオ教材としてインターネットで公開する等、参加しやすい工夫してもらえればと考える。</p>
岐阜県	<p>常例検査は、県内全漁協を対象に、毎年1回、担当職員（2～3名）が対面で実施している。</p> <p>検査では、監督指針を踏まえ、経営状況及び事業実施状況を聴取する役員面談及び法令や組合の定款・規程に照らし組織・財務・事業が適法に行われているか調査・確認を行い、問題がある場合は指摘・指導をしている。</p> <p>当県では市場を開設・運営している漁協がなく、焼津冷凍カツオ窃盗事件と同様の不正行為が発生するおそれがないものの、必要に応じ検査方法を見直すなどして法令等遵守態勢の向上を図ってまいりたい。</p>
	<p>漁協に対する常例検査（水産業協同組合法第123条第4項）は、漁協及び魚市場指導担当課とは別に置かれている、検査を専門に担当する課が、1組合に対して概ね2年に1回以上、複数日にわたり現地に赴き最大5名の体制で実施している。</p> <p>検査は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営管理（ガバナンス）及び内部けん制機能の充実 ・ 法令等遵守及びリスク管理の取組

静岡県	<p>・財務の健全性、決算処理の適切性、事業実施の適切性等を視点として行っている。</p> <p>焼津魚市場におけるカツオ窃盗事件は、未計量のカツオを抜き取るという手口のため、組合にとって数量が帳簿外となっており、帳簿等の検査関係資料を中心とした検査担当課の検査では不正行為を発見することができなかった。</p> <p>今回の窃盗事件を受けて、静岡県では、現在、県内の魚市場開設者に対して、市場運営の実態を確認するための「取引時の状況調査」を実施しており、その結果を踏まえて窃盗事件防止のチェック項目を策定する予定である。その上で、魚市場開設者が自らチェック項目に基づく業務点検及び業務改善を実施するよう、県から各魚市場開設者に対して指導を行なうことを検討中である。</p> <p>また、来年度以降、魚市場を開設している県内漁協については、常例検査において、当該チェック項目を重点検証項目とすることを検討中である。</p> <p>なお、焼津漁協においては、「再発防止委員会」を設置し、再発防止策の策定を進めているが、策定された再発防止策が有効に機能しているか、常例検査で重点的に検証することも検討中である。</p>
愛知県	<p>当県の沿海地区漁協に対する常例検査は、毎年1回の実施を原則として、県規則に基づき知事が任命した農業協同組合等検査員（農政課組合検査指導室の検査を担当する職員）が行っている。</p> <p>検査の方法としては、概ね3名の検査員が2日程度、漁協の事務所、倉庫等に赴き、業務及び会計の状況について、物件、帳簿、証拠書類その他の業務記録の確認や、担当者等へのヒアリングを行い、各業務や会計処理が法令、定款、内部規程、マニュアル等に則して、適正に実施されているかどうかを検証している。</p> <p>検査項目は、組織制度（定款・規程の整備、組合員の資格審査等、総会・理事会の開催状況等ほか）、財務・決算関係（財務管理、資産管理、事業報告書、決算関係書類ほか）、経済事業（購買・販売等の規程、自己査定ほか）など多岐にわたっている。</p> <p>なお、検査の方法の見直しについては、いわゆる焼津冷凍カツオ窃盗事件の詳細について把握していないため、水産業協同組合法を所管する水産庁の指導・助言を受けながら、必要に応じて行うものと考えている。</p>
三重県	<p>水産業協同組合法第123条第4項に、行政庁は出資組合の業務又は会計状況について毎年1回を常例として検査しなければならないとされていることから、県の検査担当課である団体検査課が検査を実施している。方法については、農林水産省の要領例を参考に作成した三重県協同組合等検査実施要領に基づき、検査員（2～3名）が、組織制度、財務管理及び事業状況を原則、実地検査として行っている。検査後は、指摘事項を組合へ通知するとともに、指導担当課である水産振興課にも通知があり、指摘事項が改善されるよう指導を行っている。検査方法については、農林水産省の検査部署と連携して、必要に応じた検査ができるよう適宜見直しを行っていく。</p> <p>なお、常例検査による不正行為の発覚については、当該事件の手口等の詳細が不明であり、また、沿岸漁業者が自ら漁獲物を漁協などの卸売市場に持ち込む当県の水揚げ形態と、焼津漁協の冷凍カツオの水揚げ形態とは大きく異なっていることから、常例検査の見直しで対応できるかの判断はできかねる。</p>

滋賀県	水協法第123条に基づく水産課の検査員が、県内各組合の事務所等へ出向き、漁協の組織運営関係や事業関係、財務会計関係などに関して、伝票等の書類およびヒアリングにより検査を行っている。なお、滋賀県の漁協において、市場機能を有する漁協は2つあるが、いずれもセリにおいては漁業者本人立ち合いのもと行っており、焼津漁協とは構造が異なることから検査方法を見直す必要はないと考える。
京都府	常例検査について、年度の後半に府の漁協指導担当職員（5名程度）により、理事会・総代会等の議事録、会計関係帳簿等、コンプライアンス・マニュアル等諸規程の書面検査及び漁協における内部監査の実施状況を検査するとともに、組合長・専務・代表監事にヒアリングを行っている。今後とも、これらの不正防止態勢の運用状況等について点検を継続すべきであると考えている。
大阪府	<p>常例検査は、水産業協同組合法第123条第4項に基づき、同法第127条第1項に定められた行政庁が、漁協等対象法人に対して毎年1回実施する検査です。</p> <p>府では対象漁協等28法人に対し、漁協等が作成、提示する会計帳簿、定款、総会・理事会の議事録等書面や役職員からのヒアリングを通じて検査を実施しています。</p> <p>その中で法令に違反する事例がないか等を検査し、不適切な事例があれば指導、助言等を行います。</p> <p>なお、ご質問の「検査方法の見直しの必要性」につきましては、事件があった所管庁においてどのような検査が行われていたのかを十分に承知していないことから、調査方法や課題などをお聞きした上で本府の事情に照らして考察する必要があると考えています。</p> <p>また、事件の報道では、漁協の組織的関与ではなく、漁協職員の不正行為に起因するもののようにですが、常例検査においてそうした不正の把握については一定の限界があると考えます。</p>
鳥取県	<p>2年に1回から2回、総務部行政監察・法人指導課が、事前及び検査当日に検査場所である組合事務所等において提出を受けた書類（定款規程類、財務関係書類等）について、合法性、合目的性、合理性を検査している。</p> <p>常例検査は、検査権に基づき、水協法123条に規定されている「業務又は会計状況」について、書類検査、役職員との事実確認、意見交換により非違事項を検出するものであり、隠蔽事案（犯罪行為）について、捜査権（警察等）に基づいて行う捜査とは、そもそもの手法、目的が異なる。</p>
島根県	<p>常例検査は、水産業協同組合法第123条第4項の規定に基づくもので、組合の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として、帳簿検査その他の検査を行うものとされており、県知事が指定した検査官が、経営管理態勢、法令等遵守態勢、利用者保護等管理態勢、事業運営管理態勢等の組合運営の状況を全般的に検証しています。</p> <p>検査等を通じ、組合の内部監査や監事監査の充実、内部・外部通報体制の確立等組合組織内部での適切なガバナンスの確立による不正防止を指導していますが、より効果が高まるよう検査の実施サイクルの見直しや検査指摘事項の適切なフォローアップの徹底など検査手法の見直しが必要と考えています。</p>

岡山県	<p>本県では水産業協同組合法第123条第4項の「行政庁は、組合員に出資をさせる組合（第130条第1項第40号において「出資組合」という。）（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。」という規定に基づき、県職員及び公認会計士による検査を実施している。検査は同法の規定に基づき適正に組合運営が行われていることを漁協等向けの総合的な監督指針（水産庁制定）等の内容に沿って確認するものであり、事前に提出された総会、理事会の議事録、業務報告書、残高試算表等の書類及び現金、有価証券の有高等を確認することにより実施している。</p> <p>なお、窃盗事件に関しては個別に警察等に協力を依頼するなどの対応を検討する必要があると考えている。</p>
広島県	<p>2～3年おきに県内の89漁協に対し、1組合当たり2日間の日程で、団体検査課の職員2名～3名が漁協の事務所で実地検査を行い、規程類の整備状況、総会及び理事会の開催状況、役員選挙の実施状況、組合員資格審査の実施状況、業務又は会計の状況等を検査している。</p> <p>焼津冷凍カツオ窃盗事件については、ニュース情報によるとカツオの抜き取りは組合が組織的に行ったものではなく、職員等がやったものと聞いている。</p> <p>このため、組合の帳簿等をいくら検査しても不正の実態が明らかになることはなく、対応するためにはさらに検査の範囲を広げ、検査員の人数や検査日数の追加が必要になるのではないかと考える。</p> <p>なお、事件の詳細な手口に関する情報が提供されていないため、検査方法の見直しの必要性を判断できる状況にない。</p>
山口県	<p>県が漁協に対して行う常例検査は、信用事業のある山口県漁協については毎年、それ以外の漁協については2～3年に一度実施しており、事業運営体制、経営、財務及び業務の状況等を帳簿の確認等により検査している。</p> <p>山口県漁協においては、内部牽制体制が確立されていることを確認していることから、現在実施している常例検査で問題ないと考えている。</p>
徳島県	<p>検査周期を定め定期的に、知事に任命された検査員（県職員等）が監督指針等に基づき、事務所などに立入り、帳簿等関係資料の確認や関係者への聞き取る等の方法により、組織運営や業務、会計処理が適切に行われているか検証している。</p> <p>検査方法については、必要に応じ見直しを行っている。</p>
愛媛県	<p>本県では、水産業協同組合法に基づき常例検査等を実施しており、1漁協に対して原則年1回の検査（無通告を含む）を実施している。検査にあたっては、知事から任命された検査員が業務及び会計のすべてについて検査を実施している。</p> <p>今回の窃盗事件の内容及び検査の方法等について詳細を承知していないため具体的回答はできないが、一般論として、検査方法等に問題があり、そのことが今回の事件発生の主たる原因であるならば点検、見直しは必要であるが、水産業協同組合法違反ではない本事案のような事件（窃盗）の未然防止のために行政がどこまで関与すべきかは十分な検討が必要と思料。</p>
高知県	<p>常例検査については、年度当初に年間検査計画を定め、知事の任命を受けた職員が、会計処理や業務が適正であるかどうか、帳簿や振替伝票などの証拠書類、漁協職員からの聴き取りにより検証している。本県では不正の防止に向けて、定期的な人事異動や、内部監査体制、内部牽制体制の構築を指導してきている。</p>

福岡県	<p>水協法第123条第4項に基づく常例検査は、本県では知事が指定した漁協指導を担当する職員が、漁協の事務所等を臨検し、業務や会計の状況を検査。各種帳簿等の内容確認、役職員ヒアリングに加え、現金や購買品の現物実査を実施。帳簿数量との相違や簿外管理の有無のほか、盗難・横領等の不祥事発生防止の取組状況も確認している。</p> <p>なお、本県において、市場を開設・運営している漁協がなく、このような事案が発生する可能性のある商慣行がない。</p>
佐賀県	<p>常例検査は年1回、漁協の規模に応じて2日間～10日間程度行っている。</p> <p>県職員が検査員として、組合の運営状況や会計の状況について、業務報告書や事前に提出してもらう検査基礎資料、定款等の規程を基に総（代）会や理事会等の運営状況や会計帳票、取引関係書類等について、書面の確認及びヒアリングによる検査を行っている。</p> <p>なお、日頃より情報収集を行い検査に活かすようにしており、より実効性のある検査方法については、検査の中で得た知見等を基に必要なに応じて対応していく。</p>
長崎県	<p>本県が実施する「常例検査」は、毎年1回、現金や現金勘定等を検査する「現物検査」を行い、さらに2年に1回、漁協の業務運営の状況や資産・負債・損益の状況等を検査する「本検査」を行っている。</p> <p>検査は、知事が命ずる複数の県職員が、漁協事務所等で帳簿証票書類その他業務記録等の精査やヒアリング等を行い、法令等の順守状況、漁協の業務が法や定款で定めた目的に合致しているか、業務及び会計が経済性、効率性の観点から合理的に運営されているかを視点として実施している。</p> <p>焼津と同種事例の可能性がある場合は、その点に着目した検査を実施する。</p>
熊本県	<p>漁業協同組合に対する常例検査は、概ね3年に1回の周期で、知事から検査員として任命された職員が行っています。具体的には、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に関係のある場所において実地検査の方法により、合法性、合目的性及び合理性の観点から業務及び会計の状況を把握しています。</p> <p>焼津の窃盗事件は、同調査報告書によれば、「市場で本来計量されるべきパレットが未計量のまま市場外に搬出されたために起きたもの」とされており、このことは、検査では組合の会計帳簿関係書類を主に確認しており、組合が各種事務規程に則った事務を行っている限り、発見は困難であると考えられます。</p> <p>なお、これらの検査の権限については、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないと理解しており、組合の正常な事業運営を促進する目的をもって検査に臨むべきものと考えております。</p> <p>今後も、法令等遵守態勢の確立等に焦点を当て、組合が自発的にガバナンスの強化・改善に取り組めるよう、検証に努めて参ります。</p>
大分県	<p>令和3年度の県漁協に対する常例検査については、検査・指導担当課職員により、11月に現物検査（無通告）、1月に本検査を実施している。検査は、業務が法令等の規定に則り適切に行われているかを主眼に実施している。なお、県漁協には、今後コンプライアンス・プログラムに公正中立な市場運営についての視点を加えるよう指導する、コンプライアンス・プログラムの遵守については毎年常例検査において点検するため、現時点において検査方法の見直しは検討していない。</p>

宮崎県	<p>本県における常例検査は、毎年、水産業協同組合法検査規程に基づき下命した検査員（県職員）が、検査対象となる漁協に出向き、国が定める監督指針や水産業協同組合検査実施要領例に基づき行っている。</p>
鹿児島県	<p>常例検査は、県職員（2名～6名）が、2～4年に1回の周期で、2～5日間程度、農林水産省の検査要領等に基づき、漁協の運営状況（総会・理事会、組合員資格審査、各種規程等）や支出伝票等の検査を行っている。</p> <p>検査は、農林水産省が定めた検査要領等に基づき、農協、森林組合等と同様のやり方で実施しており、現時点で見直す必要はないと考えている。</p>
沖縄県	<p>常例検査は、水産業協同組合法第123条第4項に基づき、県において、検査対象となる38組合を年間10か所程度、組合事務所にて実地検査を行っている。</p> <p>検査により、合法性、合目的性及び合理性の観点から、組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することで、組合の正常な事業運営を促進し、水産業の健全な発達が図られてきた。</p> <p>検査する事項には、組合の法令、定款、規約、諸規程等の遵守状況があり、それを検証することで、組合を常に緊張自省させることにより、不正、不当行為の予防を図る狙いがある。</p> <p>本県としては、検査目的を達成するため、更なる検査体制の強化に努め、不正等の抑制を図りたい。</p>